

令和5年度 第10回江津市農業委員会総会

日時：令和5年12月20日(水) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

第6 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳

5番 山本秀彦 6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子

9番 深野政勝 10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（11名）

吉岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温

野田英夫、湯淺憲昭、井上清澄、崎谷靖徳、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和5年度、第10回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしく願います。

会長 おはようございます。早いもので、今回は、今年最後の総会になります。本日は全員お揃いの予定です。田中委員は、もうじきおいでになると思います。

今年、人農地プランから地域計画へのステップアップを進めている所で、10月11日の1回目の川越エリアをはじめとし12月6日の跡市、有福エリアと、市内の9エリアを3ヶ月間にまたがって江津市人農地ビジョン会議を行って意思を伝えてきた所でした。各エリアにおきまして、担当の委員の皆様には積極的にご参加いただいて、本当にありがとうございました。それぞれの地域での担い手の把握、守りたい農地など、現状や課題を地域の農業者や担当委員の方々に加えて関係機関とも共有することが出来たと思います。また、最終回の跡市、有福エリアにおいては、急遽、鳥取県南部町からビジョン会議の視察に来られ、大いに参考になったと喜んで帰られました。こうして、8月の高知県黒潮町をはじめ、益田市、津和野町、吉賀町、そして鳥取県南部町と、さまざまな団体が、市外や他県から視察に来ておられます。また、2月1日には広島県三次市の農業委員会から視察に来られるということを知っております。このように、全国的にも当市の地域計画策定の活動が注目されている所です。今後はこれまでの地域計画、地域の話し合いでの意見や内容をもとに、5年後10年後の目標地図を含めた地域計画を策定し、計画実現のために取り組んでいくこととなります。これからも大変だと思いますが、この先も農地が利用されやすく次世代に引き継がれていけるように、農業委員会の役目として全力で進めて参りたいと思います。今後とも、更なるご協力ご支援をお願いしたいと思います。それでは、ただ今より、令和5年度、第10回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、委員並びに推進委員全員がご出席となっております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解をいただきましたので、2番 田代委員、3番 二本木委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いたします。

農地法 第18条第6項

《 桜江町大貫 》

会 長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の1から4について」の4件を一括議題といたします。事務局より報告をお願いいたし

ます。

事務局 報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についてです。合意
解約の 4 件でございます。番号 1 番、農地の所在は桜江町大貫●●●番●、
地目は畑、面積は●●●㎡、桜江町大貫●●●番●●、地目は畑、面積は●●
●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。賃借人が
●●●●●●、●●●、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。解約
の届出日が 10 月 31 日、解約成立日と引き渡し日も 10 月 31 日です。賃借
人については、あとの 3 件も同様に●●●●●●で、解約日等も同じですので
説明省略させていただきます。次に 2 番です。農地の所在は桜江町大貫●●●
番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●市●●町
●●●番地●です。次に 3 番です。農地の所在は桜江町大貫●●●番●、地目は
登記簿が原野で現況が畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●●●、●●
●●さん、●●市●●町●●●番地●です。次に 4 番です。農地の所在は桜江
町大貫●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●●●、
●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●でございます。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありました。この件についてご質問はございま
せんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようであります。報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定に
よる届出の 1 から 4 については、ご了承願います。

農地法 第 3 条

《 松川町上津井 》

会 長 次に日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の
1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委
員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請です。1 番です。
農地の所在は松川町上津井●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡
人は●●●●さん、●●市●●●番地●●●です。譲受人は●●●●さん、●
●市●●町●●●番地●です。事由としましては、譲受人の経営面積拡張という
ことでの所有権移転です。対価は 10a あたり●●●千円でございます。以上
です。

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3 番委員 位置図の 1 ページをご覧ください。261 号線を江津から桜江へ向かって行きますと、●●●があります。●から桜江町寄りに●●mくらい行進むと左側に上津井方面へつながる市道があります。上津井方面へ道なりに●キロ進むと位置図の左下の市道に接続します。261 号線から約●●●キロくらいの所が四叉路に当たります。そこから右折して進み突き当りを左折しますと今回申請農地があります。261 号線から●キロくらいになると思います。17 日に譲受人の●●●●さんとお会いしまして、話をさせていただきました。現場は畑として利用しておられました。左側に●●さんというお宅がありますが、この畑は●●さんが耕作しておられましたが、亡くなられたため申請地を売りたいということでした。譲受人の家の近くでもあるので、経営面積の拡張ということです。特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 桜江町谷住郷 》

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2 番です。農地の所在は桜江町谷住郷●●●番●、地目は畑、面積は●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。状況としましては、譲渡人が谷住郷から●●町へ引っ越されまして、谷住郷の土地等を処分するということで、隣接地を耕作されている●●さんに譲渡するというところでございます。対価は無償です。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5 番委員 はい。説明に入る前に先々月の 10 月に許可された、江の川河川敷の一時転用工事の件についての追加報告です。国土交通省の護岸工事は順調に進んでおりまして、多くの土嚢が積まれて整備されており、来年の 6 月頃には工事完了し農地に復元予定とのことでした。続きまして本題に入ります。この申請地は、譲渡人の●●●●さんの親元の土地です。以前に居住していた家は解体して宅地は売買し、農地もどなたかに譲りたいということで、近隣を耕作している●●●●さんに譲渡するという事になったそうです。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 3 番です。農地の所在は二宮町神主●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●●さん、●●府●●市●●番●一●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。状況としましては、譲渡人は遠隔地のため耕作出来ないということで、近隣にお住まいの譲受人の営農拡大ということでの所有権移転でございます。対価は 10a あたり●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図は 3 ページをご覧ください。左中央から右下に県道皆井田江津線が通っておりまして、右側が跡市方面です。中央辺りに●●●がありますが、そこから左折して市道を●●m 進み、●●して●●●へ入り、道なりに約●●●m 進んだ右側に申請地があります。申請地の隣に譲渡人お宅があります。●●に移住しておられますが、こちらに帰って来ることも無いので譲ることになった

ようです。申請地付近に●●●●さんの家がありますが、この方が譲受人です。特に問題は無いと思います、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

《 桜江町小田 》

会 長 　次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 4 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　4 番です。農地の所在は桜江町小田●●●番●、地目は登記簿が田で現況は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●●●号館です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。状況としましては、譲受人が数年前に近隣の家屋を借りるのと同時に隣接している申請地である農地も借りて耕作をしていたという事をお聞きしました。営農継続の確認も取れているため、あらためて新規就農扱いでの所有権移転ということでございます。対価は 10a あたり●●千円です。以上です。

会 長 　それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5 番委員 　この土地は、●●さんが借りておられる家の裏手になります。家屋は昭和 58 年と 5 年前の大水害で 2 回床上浸水しています。そのため、しばらくは空き家になっていたのですが、近年、●●さんが借りて居住しておられます。隣接している農地は、田ですが、現在は畑として耕しておられます。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 4 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 和木町 》

会 長 次に日程第 4、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請でございます。番号 1 番です。農地の所在は和木町●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡、和木町●●●番●●、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●●市●●●町●●番●ー●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●●●市●●町●●番地●●、●●●●さん、●●●●市●●町●●番地●●です。転用目的は、個人住宅の建築でございます。対価は 10a あたり●●●●●千円で、工期は許可の日から令和 6 年 7 月末日となっております。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 場所は位置図の 5 ページをご覧ください。下側に右から左へ走っている道路は国道 9 号線で、右方向が嘉久志で左方向が都野津です。嘉久志方面から進みますと、変形五叉路の信号機を●●します。●●●●●●の前を通過して、約●●m進みますと●●●●●●に●に入る道があります。そこを●●して●●m弱進みますと申請地がございます。この辺りは区画整理をして住宅を建てるようにした土地なので、基本的には問題はないと思います。現地は年に数回草刈りをして管理しているようで、耕作はここ数年ありませんので問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の

1 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2 番です。農地の所在は都野津町●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。譲受人は●●●●●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。転用目的は、宅地造成でございます。対価は 10a あたり●●●●千円です。工期は許可の日から令和 6 年 6 月 30 日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図は 6 ページをご覧ください。中央の上から左下へ通っているのが、国道 9 号線です。中間に都野津町西交差点がございます。交差点から県道皆井田江津線、跡市方面に進んで約●●●mの交差点を●●し●●●m進んだ左側には、●●●●●●がございます。道路を挟んだ向かい側に申請地があります。この土地は南側も北側も道路が面しており、東西は住宅に挟まれた土地です。耕作をされた形跡はありませんが、雑草等は刈ってありました。位置図でも分かりますように家が多く建っている住宅地となっておりますので、隣接の農地もなく、特に問題は無いと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第 5、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 次に、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは意見第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について、利用権貸借でございます。先ほどと同じように 1 ページ目には、集計表がございます。次の 2 ページをご覧ください。番号 1 番、農地の所在は松川町上津井●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●代表相続人、●●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地です。使用貸借で、期間は 5 年です。次に 2 番、農地の所在は松川町上津井●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、松川町上津井●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、松川町上津井●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡、松川町上津井●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●代表相続人、●●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地です。使用貸借で、期間は 5 年です。次のページから位置図が付いておりますので、ご確認ください。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手

をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 6、その他について総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 事務局からはございません。

会 長 その他、皆さんの方から何かございますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 それでは、その他、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 5 年度、第 10 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、来年、年が明けて 1 月 22 日の月曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。よろしくをお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員